

# 経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)

メリット  
1

最高8,000万円の共済金の貸付けが受けられます。

- 取引先が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内(最高8,000万円)で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられます。
- 貸付けを受ける際には、倒産した取引先との商取引の内容・方法が分かる書類が必要になります。
- 「倒産」とは以下の事態が取引先事業者に生じることをいいます。なお、「夜逃げ」等は、本制度の「倒産」には含まれません。

倒産の事態		倒産日
法的整理	破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立てがされること	申立てがされた日
取引停止処分	手形交換所またはでんさいネット(株式会社全銀電子債権ネットワーク)に参加する金融機関によって取引停止処分を受けること	取引停止処分の日
私的整理	債務整理の委託を受けた弁護士等(※1)によって、共済契約者に対し支払を停止する旨の通知がされること	通知がされた日
災害による不渡り	甚大な災害の発生によって、手形等(※2)が「災害による不渡り」となることまたはでんさい(※3)が「災害による支払不能」となること	手形等の手形交換日・呈示日またはでんさいの支払期日
特定非常災害による支払不能	特定非常災害(※4)により代表者が死亡等した場合に、弁護士等によって、共済契約者に対し支払を停止する旨の通知がされること	通知がされた日

(※1) 弁護士または認定司法書士(法務大臣の認定を受け訴訟の目的となるものの価額が140万円を超えない請求事件訴訟等について代理業務を行うことができる司法書士)  
 (※2) 手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができる証券または証書  
 (※3) でんさいネットが記録する電子記録債権  
 (※4) 政府が「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき指定する大規模な災害  
 (注) 取引先事業者に倒産の事態が複数発生している場合には、共済金の貸付請求を行う共済契約者が、売掛金債権等の回収が困難と判断した最初の倒産の事態(共済事由)が、当該共済契約者にとっての倒産日となります。したがって、この「倒産日」から6か月を経過した場合には共済金の貸付請求を行うことはできません。

メリット  
2

共済金の貸付けは無担保・無保証人です。

- 共済金の貸付けは無利子です。ただし、共済金の貸付けを受けられますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

メリット  
3

掛金は税法上、必要経費または損金に算入できます。

メリット  
4

一時貸付金制度も利用できます。

## 安心の実績

- 1 現在約46万の方が加入しています。(平成30年3月末現在)
- 2 貸付累計件数約27万件、貸付累計金額約1兆8,700億円にのびります。(平成30年3月末現在)
- 3 法律(中小企業倒産防止共済法)に基づく制度で、独立行政法人中小企業基盤整備機構(国が全額出資)が運営する制度です。

## 加入できる方

加入できる方は、次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方です。

■個人の事業主または会社で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業種	資本金の額又は出資の総額	従業員数	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下			

- 企業組合、協業組合
- 事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

◆加入申込み手続きは、貴社の事業活動の内容が確認できる以下の所で行ってください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>●商工会</li> <li>●商工会議所</li> <li>●中小企業団体中央会、中小企業の組合</li> <li>●金融機関の本支店</li> </ul>	取扱機関名
---	-------

# 経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)

# 連鎖倒産から中小企業を守ります!

## 危機を脱した企業の事例





# 中小企業を連鎖倒産から 守ります!



取引先事業者が倒産し、これに伴い  
売掛金債権等(売掛金債権・前渡金返還請求権)  
について回収困難となった場合に、共済金の貸付けが受けられます。  
取引先に不測の事態が生じた場合に中小企業を応援する共済制度です。

## 「年商の半分が回収不能に!」

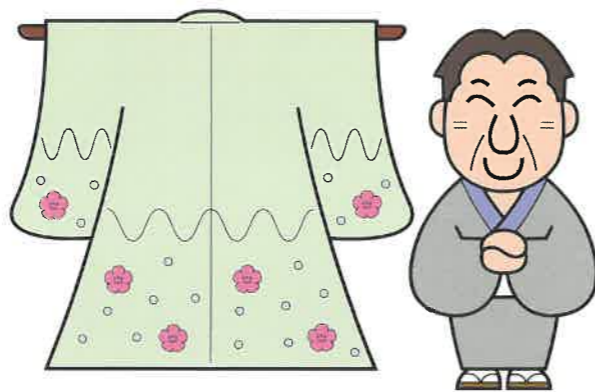
近畿地方で和装小物(七五三の帯・下駄・袋物)を  
専門に製造している中小企業者。この業界では、  
経営者や技術者の高齢化・売上減少等により廃業  
する事業者が多い中、順調な経営状況で法人化を  
予定していた。そのようなとき、一番の取引先であ  
る京都の納品先が不渡り手形を出したとの連絡が  
入り、とたんに資金繰りに窮し、法人成りの話しも  
一気に吹き飛んでしまった。

もともと季節要因による変動が大きい商売でもあ  
り、年商の半分にあたる4,000万円の売掛金が回  
収できない状況では事業継続が困難で、連鎖倒産  
してしまうような状態に陥った。

こんな状況のときに、倒産した納品先と取引をしていた大手企業から、思わぬ直接取引の申し出  
があった。そこで、急場の資金として経営セーフティ共済から、3,200万円を借入れて事業継続の  
見通しを立て、大手取引先との取引を始めることになった。

### 経営者からの一言

「もし、経営セーフティ共済の借入れが無かったら、せっかくの大手企業からの申し出にも応じら  
れず、事業継続は不可能だった。加入していたお陰で事業の継続ができ、現在は、倒産先の営業  
社員も採用して事業拡大するなど順調で、年商は2.5倍に拡大するまでになりました。お陰様で法  
人成りも無事完了することが出来ました。」



## 「あの時は本当に倒産すると思った!」

東北地方でマンション建設資材の販売を営んでいる中小企業者。  
2,200万円の債務超過を克服し、どうにか黒字計上できるまでに至っ  
た矢先、得意先の倒産により、4,300万円もの不良債権を抱え、事態  
が急変してしまった。

顧問税理士とも資金繰りについて相談し、A銀行や政府系金融機関  
に借入れを申し入れたが、最初は難色を示された。しかし、経営セー  
フティ共済で1,200万円の借入れが可能になったことで、政府系金融  
機関からも1,000万円の借入れが可能となり、さらに、A銀行の融資  
課長は「本当に政府系金融機関から借りられたのですか?」と驚き  
ながらも、経営セーフティ共済の貸付けや政府系金融機関の融資が  
可能となったことで、1,000万円の融資に応じてくれた。



### 経営者からの一言

「あの時は本当に倒産すると思った。経営セーフティ共済と適切な銀行交渉のお陰です。政府系  
金融機関が融資に応じてくれたのは、この制度に加入しており、共済金貸付けにより大きな資金  
手当てが可能であったことを知ったことが決め手となった。一生忘れられないし、感謝して  
います。現在、会社の経営は順調で、返済も順調に進んでいます。」

## 「度重なる貸し倒れでいよいよダメかと思っていた!」

中部地方の繊維製造卸業者。恒常的に不良債権を抱え、売上も年々減少し、金融機関からの借入  
金残高は2億4千万円を超えた状態だった。

そんなとき、取引先が倒産し、新たな不良債権が約3千万円発生した。そこで、既存借入先の金融  
機関に相談したが、借入返済資金を補う程度の借入れが精一杯で、不良債権に対応する新たな融  
資を受けるのは無理だった。そこで、これまで預金取引だけしていた別の金融機関からも手形借  
入をしたが「焼け石に水」の状況だった。

そんな状況にもかかわらず、経営セーフティ共済で2千万円の貸付けを受けることができ、どうに  
か急場をしのげた。

### 経営者からの一言

「以前にも、この制度を活用しており、今回は貸付限度額の関係で不良債権額全額までの貸付け  
は受けられなかったが、度重なる貸し倒れでいよいよダメかと思っていたので大変助かった。企業  
の財務状況や返済可能性などの金融審査ではなく、取引先の倒産と取引先に対する回収不能債  
権額の実事確認だけで掛金の10倍まで貸してくれるので、当業界のような不況業種や売掛金の  
多い業種には大変ありがたい制度です。」